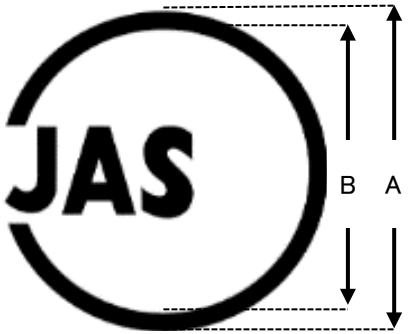
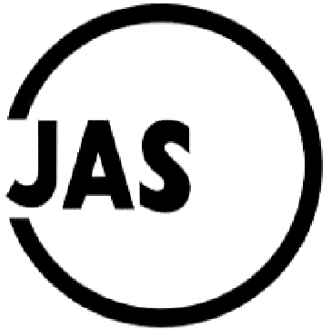
木質ペレット燃料の格付の表示の様式及び表示の方法の一部を改正する件　新旧対照表
○木質ペレット燃料の格付の表示の様式及び表示の方法（令和５年６月 15 日農林水産省告示第 743 号）

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
木質ペレット燃料の格付の表示の様式及び表示の方法 **1　適用範囲** この格付の表示の様式及び表示の方法は，取扱業者及び外国取扱業者が日本農林規格等に関する法律（昭和 25 年法律第 175 号）第 10 条第 1 項及び第 30 条第 1 項の規定に基づき行う木質ペレット燃料の格付の表示の様式及び表示の方法を規定する。 **2　引用規格** 次に掲げる引用規格は，この格付の表示の様式及び表示の方法に引用されることによって，その一部又は全部がこの格付の表示の様式及び表示の方法の要求事項を構成している。この引用規格は，その最新版（追補を含む。）を適用する。 **JAS 0030-1**　木質ペレット燃料－第 1 部：一般要求事項 **JAS 0030-2**　木質ペレット燃料－第 **2** 部：用語 **3　用語及び定義** この格付の表示の様式及び表示の方法で用いる主な用語及び定義は，**JAS 0030-2** による。 **4　格付の表示の様式** 格付の表示の様式は**図 1** とし，次の **a)**～**g)**のとおりとする。 木質ペレット 等　　級  	**木質ペレット燃料の格付の表示の様式及び表示の方法** **1　適用範囲** この表示の様式及び表示の方法は，取扱業者及び外国取扱業者が日本農林規格等に関する法律（昭和 25 年法律第 175 号）第 10 条第 1 項及び同法第 30 条第 1 項の規定に基づき行う木質ペレット燃料の格付の表示の様式及び表示の方法を規定する。 （新設） （新設） **2　格付の表示の様式** 格付の表示の様式は**図 1** とし，次の **a)**～**f)**のとおりとする。 木質ペレット 等　　級 

認証機関名 認証番号	認証機関名
図 1－木質ペレット燃料の格付の表示の様式	**図 1－木質ペレット燃料の格付の表示の様式**
a) A は，25 mm 以上としなければならない。	**a)** 円の外径は，25 mm 以上としなければならない。
b) B は，A の 9/10 としなければならない。	**b)** 円の縁の幅は，円の外径の 1/20 としなければならない。
c) JAS の文字の高さは，A の 3/10 としなければならない。	**c)** JAS の文字の高さは，円の外径の 3/10 としなければならない。
d) その他の文字の高さは，A の 3/20 以上としなければならない。	**d)** その他の文字の高さは，円の外径の 3/20 以上としなければならない。
e) 認証機関名は，略称を記載してもよい。	**e)** 認証機関名は，略称を記載することができる。
f) 等級は，“A1”，“A2”又は“B”の別を記載しなければならない。ただし，**JAS 0030-1** の **8.2** の表示の方法に従って，等級を記載した場合は省略してもよい。	**f)** 等級は，**JAS 0030** に規定する表示の方法により記載しなければならない。
g) 認証番号は，認証品質取扱業者及び認証品質外国取扱業者の認証番号を記載する。ただし，**JAS 0030-1** の **8.2** の表示の方法に従って，認証品質取扱業者の氏名又は名称を記載した場合は省略してもよい。また，**図 1** によらず，当該表示の近傍箇所に記載してもよい。	（新設）
5　格付の表示の方法 包装の 1 個ごと又は送り状に，格付の表示を在庫管理により使用数の管理が可能な証票により，**JAS 0030-1** の **8.1** の表示事項と同一面で見やすい箇所に，明瞭に付さなければならない。	**3　格付の表示の方法** 包装の 1 個ごとに見やすい箇所に，又は送り状に付さなければならない。